

富山高岡広域都市計画地区計画の決定
(富山市決定)

針原中町地区 地区計画

計 画 書

富山市

地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道 路	区画道路 幅員 6m 総延長 約150m	
		公 園	面積 約160m ²	
	地区の区分	地 区 の 名 称	針原中町地区	
		地 区 の 面 積	約0.5ha	
	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外は建築してはならない。 建築基準法別表第二(い)項第一号、第二号、第四号から十号に掲げるもの。		
	建築物の容積率の最高限度	10分の10		
	建築物の建ぺい率の最高限度	10分の6		
	建築物の敷地面積の最低限度	250m ²		
	壁面の位置の制限	道 路 境 界 線 か ら の 距 離	建築物の壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、1m以上としなければならない。 (但し、軒高3m以下の付属建築物を除く)	
		隣 地 境 界 線 か ら の 距 離	建築物の壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、1m以上としなければならない。 (但し、軒高3m以下の付属建築物を除く)	
建築物等の高さの最高限度		10m(軒高7m)		
建築物の形態又は意匠の制限		建築物の屋根、外壁の意匠・形態は周辺の環境に調和したものとし、色彩は良好な住環境にふさわしい落ち着いた色合いのものとする。 屋外広告物は設置してはならない。但し、公共の用に供するもの又は自家用広告物で市長が認めるものはこの限りでない。		
かき又はさくの構造の制限		かき又はさくの構造は、生垣とする。但し、前面道路面より1.2m以下の高さのものはこの限りでない。		

富山高岡広域都市計画地区計画の決定（富山市決定）
都市計画針原中町地区地区計画を次のように決定する。

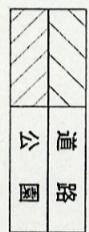
名 称	針原中町地区地区計画
位 置	富山市針原中町字長楽及び針原中町字端花の各一部
面 積	約0.5ha
地 区 計 画 の 目 標	<p>当地区は、市街地北東部の市街化区域に近接した市街化調整区域であり、南は国道8号、東は県道流杉町袋線、北は国道415号に囲まれており交通至便な地区である。また、周辺には、小学校や市役所の地区センター、スポーツ施設、運転教育センター等の公的施設が立地していることから、住宅地としての需要が高い地区である。</p> <p>当地区が位置する針原中町集落は、近年、分家住宅等の建築により世帯数が増加傾向にあり、宅地等の土地利用が点在して進行するなど、不良な街区の環境が形成されつつあるため、良好な居住環境の形成を図る必要がある。</p> <p>のことから、本地区計画においては、良好な戸建て低層住宅地として区画道路及び公園の整備を行い、建築物等の規制・誘導により、快適な居住環境を維持・形成し、集落の維持・活性化を図ることを目的とする。</p>
区 域 の 整 備、 保 全 に 関 す る 方 針 開 発 及 び	<ul style="list-style-type: none"> 地区施設の整備方針 <p>地区内の土地利用の整序を図るとともに、地区外周の市道針原中町7号線との円滑な交通が確保されるよう、区画道路を適切に配置する。</p> <p>また、地区住民の安全かつ健全な休息及び遊戯の場、健康増進の場として、公園を適切に配置する。</p> 建築物等の整備方針 <p>低層な戸建専用住宅を主体とし、周辺の自然環境や景観及び農業との調和を図りつつ良好でゆとりある住環境の維持、保全を図るために、建築物等の用途の制限、容積率、建ぺい率、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、高さの最高限度、形態・意匠の制限、垣・さくの制限を定める。</p>
土 地 利 用 に 關 す る 方 針	<p>周辺の自然環境や景観及び農業との調和を図りつつ、無秩序な開発を防止し、良好でゆとりある住宅地が形成されるように、低層な戸建専用住宅を主体とした土地利用を図る。</p>

参 考

1. 建築基準法別表第二（い）項第一号、第二号、第四号から十号に掲げるものは次のとおりである。
 - (1) 住宅
 - (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものうち政令でさだめるもの
 - (3) 学校（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。）、図書館その他これらに類するもの
 - (4) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
 - (5) 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの
 - (6) 公衆浴場（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第六項第一号に該当する営業（以下この表において「個室付浴場業」という。）に係るものを除く。）
 - (7) 診療所
 - (8) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令で定める公益上必要な建築物
 - (9) 上記の建築物に附属するもの（政令で定めるものを除く。）



— 地区計画区域、地区整備計画区域



道
路



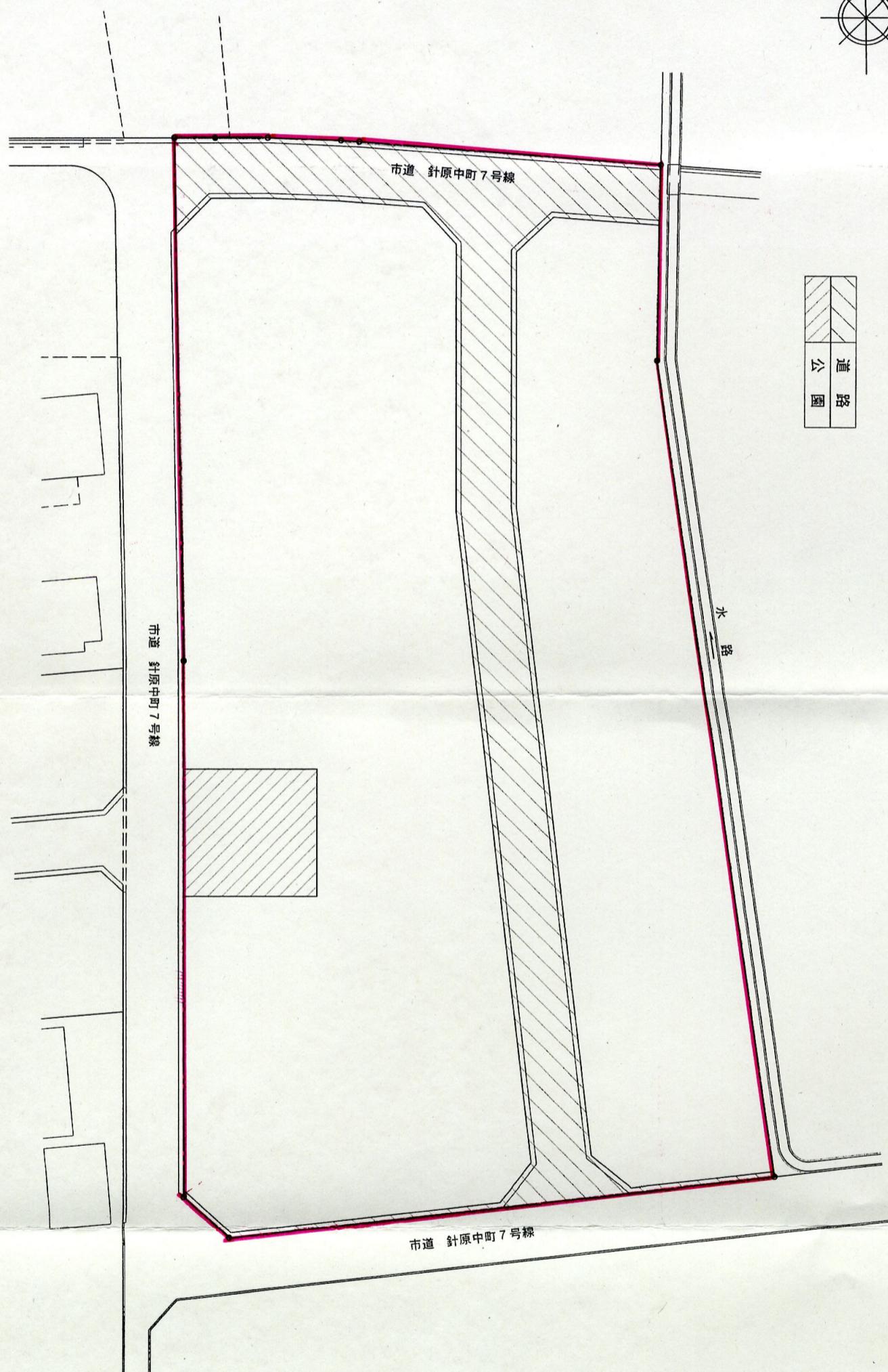
公
園

水
路

市道 針原中町 7 号線

市道 針原中町 7 号線

市道 針原中町 7 号線



工事名	富山市針原中町字長楽 439番1外8筆、端花地内	
図面名		
縮尺	S = 1 / 500	図面番号
設計者		